

## 西淀川区教育会議傍聴要領

### 1 趣旨

この要領は、西淀川区教育会議（以下「教育会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 傍聴の手続き

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに、受付において教育委員会事務局西淀川区担当教育次長（以下「区担当教育次長」という。）の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。
- (2) 傍聴の定員は10名とする。ただし、区担当教育次長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 傍聴の受付は、会議の開催30分前から開催予定時刻まで先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。

### 3 傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の自由な発言の妨害になると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議の公正かつ円滑な検討に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないとして、議長または区担当教育次長が傍聴を不相当と認めた者

### 4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、区担当教育次長及び教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

### 5 会場の秩序維持

傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長または区担当教育次長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。